

災 害 の 概 要

令和4年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、3,112億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去5ヶ年（29災～R3災）平均4,089億円に対して約76.1%にあたる。また所管別にみると、国土交通省3,031億円（全体の97.4%）、農林水産省81億円（同2.6%）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が137箇所で241億円（8.0%）、補助事業が8,911箇所で2,790億円（92.0%）であり、国土交通省所管事業の過去5ヶ年平均3,994億円に対して約75.9%にあたる災害が発生した。

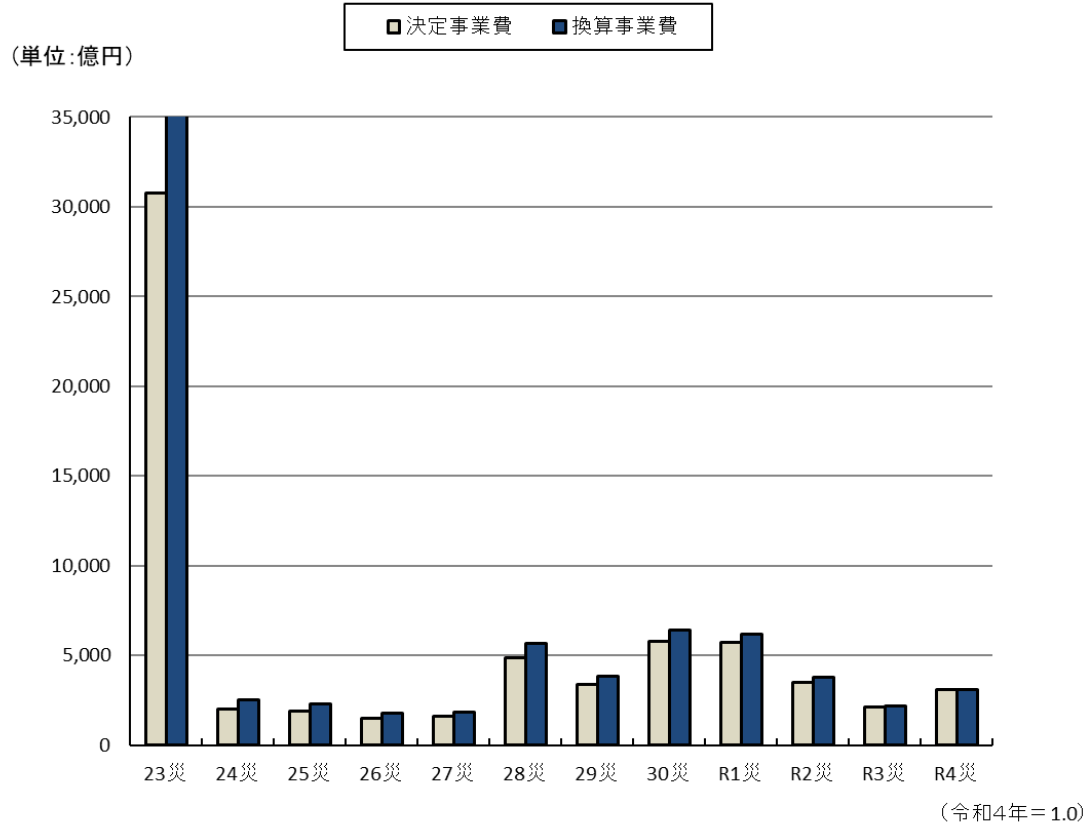
主な災害としては、「令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第8号）」や「令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第14号、第15号）」などが挙げられる。

公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては、「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害として、「令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」が令和4年9月30日付政令第320号により指定されるとともに、「令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」が令和4年10月28日付政令第338号により指定（令和5年4月21日付政令第174号にて一部改正）された。

また、「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害として、「平成29年6月25日から令和4年1月18日までの間の地滑りによる災害」「平成30年11月30日から令和4年7月14日までの間の地滑りによる災害」「令和4年7月8日及び同月9日の豪雨による災害」「令和4年3月16日の地震による災害」の4災害が令和5年3月10日付政令第51号をもって指定された。

なお、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、北海道今金町外57市町村が告示された。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移



	23災	24災	25災	26災	27災	28災	29災	30災	R1災	R2災	R3災	R4災
決定事業費	30,750	2,009	1,865	1,502	1,588	4,878	3,363	5,778	5,730	3,481	2,095	3,112
換算事業費	38,253	2,513	2,279	1,763	1,852	5,658	3,841	6,390	6,183	3,759	2,200	3,112

(注) デフレーター（国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室算出）は、土木総合工事費指数（平成27年度＝100）の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は令和4年度を1.00として換算した。また、使用した指数のうち令和3年度、令和4年度は暫定値である。